

船橋市教育課程に関する研究委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育における教育課程に関わる事項を調査研究する研究委員会について、必要な事項を定める。

(実施)

第2条 研究委員会は、次に掲げた中から必要に応じて総合教育センター所長が招集する。

- (1) 特別の教科 道徳、特別活動等に関する研究委員会
- (2) 時代の変化に対応した教育課題に関する研究委員会

(所掌事務)

第3条 第2条に規定する各研究委員会において、調査研究を実施し、報告書等を作成する。

(研究委員)

第4条 第2条に規定する各研究委員会は、それぞれ25名以内の研究委員で組織する。

- 2 研究委員は、市立小・中・高・特別支援学校の教職員から教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 研究委員会は、運営上必要に応じて、学識経験者、その他教育長が必要と認める者を、講師または助言者として要請することができる。
- 4 研究委員の任期は委嘱した日からその年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究委員は、再任することができる。
- 6 研究委員は、委嘱又は任命当時の職を離れたときは、その任を解くものとする。

(庶務)

第5条 研究委員会の庶務は、総合教育センターにおいて処理する。

(公務災害補償)

第6条 研究委員会の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて取り扱うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究委員会の運営に関し必要な事項は、総合教育センター所長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。